

I 出来形管理基準及び規格値

出来形管理基準及び規格値 目次

【第12編 下水道編】

章、節	条	枝番	準用する出来型管理基準	頁
第1章 管路				
第3節 管きょ工(管路)	1-3-4 管布設工	管布設(自然流下管)		12-1
		矩形渠(プレキャスト) 圧送管		12-1
	1-3-5 管基礎工	砂基礎		12-2
		砕石基礎		12-2
		コンクリート基礎		12-2
	1-3-6 水路築造工	現場打水路		12-2
	1-3-7 鋼矢板土留			12-3
1-3-10 補助地盤改良工	粉体噴射攪拌工 高圧噴射攪拌工	第3編2-7-9固結工 第3編2-7-9固結工	12-3 12-3	
第4節 管きょ工(小口径推)	1-4-3 推進工			12-3
	1-4-4 立坑内管布設工		第12編1-3-4管布設工、1-3-5管基礎工	12-3
	1-4-9 補助地盤改良工		第3編2-7-9固結工	12-4
第5節 管きょ工(推進)	1-5-3 推進工		第12編1-4-3小口径推進工	12-4
	1-5-4 立坑内管布設工		第12編1-3-4管布設工、1-3-5管基礎工	12-4
	1-5-11 補助地盤改良工		第3編2-7-9固結工	12-4
第6節 管きょ工(シールド)	1-6-3 一次覆工	掘進工		12-5
	1-6-4 二次覆工			12-5
	1-6-5 空伏工		第12編1-6-3一次覆工、1-6-4二次覆工	12-5
	1-6-6 立坑内管布設工		第12編1-3-4管布設工、1-3-5管基礎工	12-5
	1-6-16 補助地盤改良工		第3編2-7-9固結工	12-6
第7節 マンホール工	1-7-4 組立マンホール			12-6
	1-7-5 小型マンホール			12-6
第8節 特殊マンホール工	1-8-4 躯体工	現場打ち特殊人孔		12-7
	1-8 伏せ越し室			12-7
	1-8 雨水吐室			12-7
	1-8 越流堰(雨水吐室)			12-7
	1-8 中継ポンプ施設			12-8
	1-8-5 土留工		第12編1-3-7、1-12-4、1-12-5、1-12-6、1-12-7、1-12-8	12-8
	1-8-7 補助地盤改良工		第3編2-7-9固結工	12-8
第9節 取付管およびます工	1-9-4 公共ます			12-9
	1-9-5 取付管布設工	取付管		12-9
	1-9-6 管路土留工		第12編1-3-7管路土留工	12-9
第10節 地盤改良工	1-10-3 固結工		第3編2-7-9固結工	12-9
第11節 付帯工	1-11-5 舗装復旧工		第3編2-6 一般舗装工	12-10
第12節 立坑工	1-12-4 土留工			12-10
	1-12-5 ライナープレート式土留工及び土工			12-10
	1-12-6 鋼製立坑及び土工			12-10
	1-12-7 地中連続壁工(コンクリート壁)		第3編2-10-9地中連続壁(壁式)	12-11
	1-12-8 地中連続壁工(ソイル壁)		第3編2-10-10地中連続壁(柱列)	12-11
1-12-12 補助地盤改良工		第3編2-7-9固結工	12-11	
第2章 処理場・ポンプ場				
第3節 敷地造成工	2-3-2 掘削工		第1編2-3-2掘削工、2-4-2掘削工	12-12
			第1編2-3-3盛土工	12-12
	2-3-3 盛土工	切土・盛土		12-12
第4節 法面工	2-3-4 法面整形工			12-12
	2-4-2 法枠工		第3編2-14-4法枠工	12-12
第5節 地盤改良工	2-4-3 植生工		第3編2-14-2植生工	12-13
	2-5-2 表層安定処理工		第3編2-7-3置換工、2-7-4表層安定処理工、2-7-6サンド	12-13
			第3編2-7-7パーチカルドレーン	12-13
2-5-3 パーチカルドレーン工		第3編2-7-8締固め改良工	12-13	
2-5-4 締固め改良工		第3編2-7-9固結工	12-13	
2-5-5 固結工				12-13
第6節 本体作業土工	2-6-2 掘削工		第1編2-3-2掘削工、2-4-2掘削工、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)	12-14
			第1編2-3-3盛土工	12-14
	2-6-4 盛土工			

【第12編 下水道編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第6節 本体作業土工	2-6-5 法面整形工		第12編 2-3-4 法面整形工	12-14	
第7節 本体仮設工	2-7-2 土留・仮締切工	土留・仮締切工(鋼矢板)	第12編 1-3-7 管路土留工	12-14	
	2-7-3 地中連続壁工(コンクリート壁)		第3編 2-10-9 地中連続壁(壁式)	12-14	
	2-7-4 地中連続壁工(ソイル壁)		第3編 2-10-10 地中連続壁(柱列式)	12-15	
	2-7-7 補助地盤改良工		第3編 2-7-9 固結工	12-15	
第8節 本体築造工	2-8-3 直接基礎工(改良)		第3編 2-7-9 固結工	12-15	
	2-8-4 直接基礎工(置換)		第3編 2-7-3 置換工、2-7-4 表層安定処理工	12-15	
	2-8 構造物基礎工		第3編 2-4-1-1 一般事項	12-15	
	2-8-5 既製杭工		第3編 2-4-4 既製杭工	12-16	
	2-8-6 場所打杭工		第3編 2-4-5 場所打杭工	12-16	
	2-8-7 オープンケーソン基礎工		第3編 2-4-7 オープンケーソン基礎工	16-16	
	2-8-8 ニューマチックケーソン基礎工		第3編 2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	12-16	
	2-8-9 躯体工	池・槽の主要構造物		12-17	
		池・槽の付属構造物		12-17	
		開口部		12-17	
		ゲート開口部		12-18	
		可動せき用開口部		12-18	
	2-8-11 越流補工	流出トラフ		12-18	
	2-8-12 越流堰板工	越流堰		12-18	
		塗装工	第3編 2-3-11 コンクリート面塗装工	12-19	
		燃料貯油槽工	第5編 6-4-7 燃料貯油槽工(福井県版は第6編)	12-19	
	第9節 場内管路工	2-9-3 作業土工	管路掘削 管路埋戻	第3編 2-3-3 作業土工(床掘り・埋戻し)	12-19
		2-9-4 補助地盤改良工		第3編 2-7-9 固結工	12-19
		2-9-5 管路土留工		第12編 1-3-7 管路土留工	12-20
		2-9-9 管基礎工		第12編 1-3-5 管基礎工	12-20
2-9-10 管布設工			第12編 1-3-4 管布設工	12-20	
2-9-11 水路築造工			第12編 1-3-6 水路築造工	12-20	
2-9-12 側溝設置工			第3編 2-3-29 側溝工	12-21	
2-9-14 組立マンホール工			第12編 1-7-4 組立マンホール工	12-21	
2-9-15 小型マンホール工			第12編 1-7-5 小型マンホール工	12-21	
2-9-16 取付管布設工			第12編 1-9-5 取付管布設工	12-21	
2-9-17 ます設置工			第12編 1-9-4 ます設置工	12-22	
2-9-19 舗装復旧工			第3編 2-6-1 一般舗装工	12-22	
第10節 吐口工		2-10-3 補助地盤改良工		第3編 2-7-9 固結工	12-22
		2-10-4 土留・仮締切工		第3編 2-10-5 土留・仮締切工	12-22
	2-10-7 直接基礎工(改良)		第3編 2-7-9 固結工	12-23	
	2-10-8 直接基礎工(置換)		第3編 2-7-3 置換工、2-7-4 表層安定処理工	12-23	
	2-10-9 既製杭工		第3編 2-4-4 既製杭工	12-23	
	2-10-10 場所打杭工		第3編 2-4-5 場所打杭工	12-23	
	2-10-11 躯体工		第12編 2-8-9 躯体工	12-24	
	2-10-15 コンクリートブロック工		第3編 2-5-3 コンクリートブロック工	12-24	
	2-10-17 環境護岸ブロック工		第3編 2-5-3 コンクリートブロック工	12-24	
	2-10-18 石積(張)工		第3編 2-5-5 石積(張)工	12-24	
	2-10-19 法枠工		第3編 2-14-4 法枠工	12-25	
	2-10-20 羽口工		第3編 2-3-27 羽口工	12-25	
	2-10-21 根固めブロック工		第3編 2-3-17 根固めブロック工	12-25	
	2-10-22 間詰工		第5編 1-9-4 間詰工(福井県版は第6編)	12-25	
	2-10-23 洗床工		第3編 2-3-18 洗床工	12-26	
	2-10-24 捨石工		第3編 2-3-19 捨石工	12-26	
	2-10-25 かご工		第3編 2-3-27 羽口工	12-26	
	第11節 場内・進入道路工	2-11-3 掘削工		第1編 2-3-2 掘削工、2-4-2 掘削工	12-26
		2-11-6 路床安定処理工		第3編 2-7-2 路床安定処理工	12-27
2-11-7 盛土工			第1編 2-3-3 盛土工	12-27	
2-11-8 法面整形工			第12編 2-3-4 法面整形工	12-27	
2-11-9 法面植生工			第3編 2-14-2 植生工	12-27	
2-11-10 アスファルト舗装工			第3編 2-6-7 アスファルト舗装工	12-28	

出来形管理基準及び規格値 目次

【第12編 下水道編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第11節 場内・進入道路工	2 - 11 - 11 コンクリート舗装工		第3編 2 - 6 - 12 コンクリート舗装工	12 - 28
	2 - 11 - 12 薄層カラー舗装工		第3編 2 - 6 - 13 薄層カラー舗装工	12 - 28
	2 - 11 - 13 ブロック舗装工		第3編 2 - 6 - 14 ブロック舗装工	12 - 28
	2 - 11 - 14 区画線工		第3編 2 - 3 - 9 区画線工	12 - 29
	2 - 11 - 15 道路付属物工		第3編 2 - 3 - 10 道路付属物工	12 - 29
	2 - 11 - 16 小型標識工		第3編 2 - 3 - 6 小型標識工	12 - 29
	2 - 11 - 18 路側防護柵工		第3編 2 - 3 - 8 路側防護柵工	12 - 29
	2 - 11 - 19 縁石工		第3編 2 - 3 - 5 縁石工	12 - 30
	2 - 11 - 20 側溝設置工		第3編 2 - 3 - 29 側溝工	12 - 30
	2 - 11 - 21 ます設置工		第3編 2 - 3 - 30 集水柵工	12 - 30
	第12節 擁壁工	2 - 12 - 3 補助地盤改良工		第3編 2 - 7 - 9 固結工
2 - 12 - 4 土留・仮締切工			第3編 2 - 10 - 5 土留・仮締切工	12 - 31
2 - 12 - 7 既製杭工			第3編 2 - 4 - 4 既製杭工	12 - 31
2 - 12 - 8 場所打杭工			第3編 2 - 4 - 5 場所打杭工	12 - 31
2 - 12 - 9 場所打擁壁工			第12編 2 - 8 - 9 躯体工	12 - 31
2 - 12 - 10 プレキャスト擁壁工			第3編 2 - 15 - 2 プレキャスト擁壁工	12 - 32
2 - 12 - 11 補強土壁工			第3編 2 - 15 - 3 補強土壁工	12 - 32
2 - 12 - 12 井桁ブロック工			第3編 2 - 15 - 4 井桁ブロック工	12 - 32
2 - 12 - 13 コンクリートブロック工			第3編 2 - 5 - 3 コンクリートブロック工	12 - 32
3 - 12 - 14 緑化ブロック工			第3編 2 - 5 - 4 緑化ブロック工	12 - 33
2 - 12 - 15 石積(張)工			第3編 2 - 5 - 5 石積(張)工	12 - 33

出来形管理基準及び規格値 目次

【第14編 上水道編】

章、節	条	枝番	準用する出来型管理基準	頁	
第1章 管布設工事	管基礎工	基礎碎石 捨コンクリート		14 - 1 14 - 1	
第5節 管布設工（開削）	1 - 5 - 3 管路土工	管路掘削		14 - 1	
		管路埋戻		14 - 1	
	1 - 5 - 5 管布設工	ダクタイル鋳鉄管 鋼管（ステンレス鋼鋼管を含む）		14 - 1	
		1 - 5 - 6 仮設管布設工	硬質塩化ビニール管 ポリエチレン管		14 - 1
		1 - 5 - 5,6 継手接合 1 - 5 - 5,6 継手接合	ダクタイル鋳鉄管 鋼管（ステンレス鋼鋼管含）		14 - 2 14 - 3
第6節 管布設工（小型推進）	1 - 6 小型推進		14 - 4		
第7節 管布設工（推進）	1 - 7 推進		14 - 4		
第11節 検査工	1 - 12 通水試験		14 - 4		
第15節 付帯工	1 - 13 - 3 舗装復旧工	路盤工	第3編 2 - 6 一般舗装工	14 - 4	
		アスファルト舗装	第3編 2 - 6 一般舗装工	14 - 4	
		コンクリート舗装	第3編 2 - 6 一般舗装工	14 - 4	
		ブロック舗装	第3編 2 - 6 一般舗装工	14 - 4	
		常温合材舗装（簡易舗装）	第3編 2 - 6 一般舗装工	14 - 4	

出来形管理基準及び規格値 目次

【第16編 集落排水編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第1章 管路				
第1節 管きょ工（開削）	1-1-1 管布設工	自然流下管		16-1
		圧送管		16-1
	1-1-2 管基礎工	砂基礎		16-2
		砕石基礎		16-2
	1-1-3 管路土留工	鋼矢板土留	第12編 1-3-7 管路土留工	16-2
第2節 管きょ工（推進）	1-2 推進工		第12編 1-5 管きょ工（推進）	16-2
第3節 管きょ工（シールド）	1-3 シールド		第12編 1-6 管きょ工（シールド）	16-2
第4節 マンホール工	1-4-1 組立マンホール工			16-3
	1-4-1 小型マンホール工			16-3
	1-4-1 公共汚水ます			16-4
	1-4-1 取付管			16-4
第5節 立坑工	1-5 土留工		第12編 1-12-4 土留工	16-4
	1-5 ライナープレート式土留工及び土工		第12編 1-12-5 ライナープレート式土留工及び土工	16-4
	1-5 鋼製立坑及び土工		第12編 1-12-6 鋼製立坑及び土工	16-4
第6節 中継ポンプ場	1-6-1 ポンプ槽		第12編 1-8 特殊マンホール工（中継ポンプ施設）	16-5
	1-6-2 ポンプ設備		第16編 2-4 機械設備	16-5
	1-6-3 電気計装設備		第16編 2-4 機械設備	16-5
	1-6-4 作動試験		品質管理基準第17編 2-1 通水試運転	16-5
第2章 汚水処理施設				
第1節 汚水処理施設	2-1-1 汚水処理施設			16-6
第2節 流入及び放流管	2-2-1 流入及び放流管		第16編第1章 管路	16-6
第3節 本体築造工	2-3 本体築造工		第12編 2-8 本体築造工	16-6
第4節 機械設備	2-4-1 機器類			16-6
	2-4-2 配管弁類	配管・弁類		16-7
		汚水・汚泥配管		16-7
		コンクリート構造物貫通部		16-7
		弁類		16-7
		配管の支持		16-8
		表示		16-8
	2-4-3 点検蓋			16-8
第5節 単位装置間の取合い	2-5-1 前処理施設	流入水路（主水路、副水路）		16-9
		ばっ気洗砂槽		16-9
		原水ポンプ槽		16-10
	2-5-2 流量調整施設	流量調整槽		16-10
	2-5-3 沈殿分離施設	沈殿分離施設		16-11
		嫌気性ろ床槽		16-11
	2-5-4 生物処理施設	嫌気ばっ気槽		16-12
		回分槽		16-14
	2-5-5 沈殿施設	沈殿施設		16-14
	2-5-6 消毒施設	消毒施設		16-14
	2-5-7 放流施設	放流施設		16-15
		第16編 2-5-1-3 原水ポンプ及び水位計		16-15
	2-5-8 汚泥処理施設	汚泥濃縮槽		16-15
汚泥濃縮貯留槽			16-15	
汚泥貯留槽			16-16	
2-6 建屋		建築工事共通仕様書	16-16	
2-7 電気設備		電気設備工事共通仕様書	16-16	
2-8 安全衛生設備			16-17	
2-9 通水試運転			16-17	

出来形管理基準及び規格値

第1編 共通編

具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』（令和2年4月）中、『出来形管理基準および規格値』の第1編 共通編を準用する。

出来形管理基準及び規格値

第3編 土木工事共通編

具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』（令和2年4月）中、『出来形管理基準および規格値』の第3編 土木工事共通編を準用する。

出来形管理基準及び規格値

第4編 港湾編

本編は、港湾関係工事に適用するものとする。

具体的内容は、国土交通省港湾局編集・(社)日本港湾協会発行の『港湾工事共通仕様書』中、『港湾工事出来形管理基準』によるものとする。

なお、上記基準にない工種については、第1編 共通編，第3編 土木工事共通編等によるものとする。

出来形管理基準及び規格値

第5編 河川編

具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』（令和2年4月）中、『出来形管理基準および規格値』の第6編 河川編を準用する。

出来形管理基準及び規格値

第6編 河川海岸編

具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』（令和2年4月）中、『出来形管理基準および規格値』の第7編 河川海岸編を準用する。

出来形管理基準及び規格値

第7編 砂防編

具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』（令和2年4月）中、『出来形管理基準および規格値』の第8編 砂防編を準用する。

出来形管理基準及び規格値

第 8 編 ダム編

具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』（令和 2 年 4 月）中、『出来形管理基準および規格値』の第 9 編 ダム編を準用する。

出来形管理基準及び規格値

第9編 道路編

具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』（令和2年4月）中、『出来形管理基準および規格値』の第10編 道路編を準用する。

出来形管理基準及び規格値

第10編 農地編

具体的内容は『土木工事施工管理基準』（農林水産省農村振興局編集）の最新版を準用する。

出来形管理基準及び規格値

第 11 編 公園緑地編

本編は、公園緑地工事に適用するものとする。

具体的内容は国土交通省都市局公園緑地・景観課編集の『公園緑地工事施工管理基準』によるものとする。

なお、上記基準にない工種については第 1 編 共通編，第 3 編土木工事共通編によるものとする。

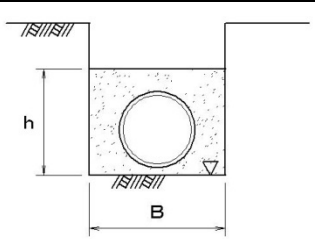
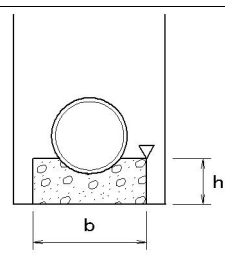
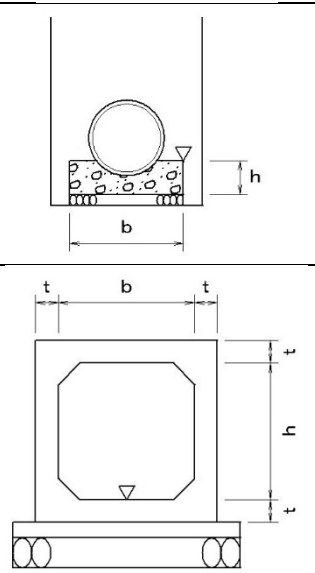
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
12	下	水	道	編	1	管布設 (自然流下管)	基 準 高	±30	基準高、中心線の変位(水平)は、マンホール間の中央部及び両端部を測定。 逆勾配は認めない。 延長爾はマンホール間を測定。	 	
							中心線の変位(水平)	±30			
							延 長 爾	-100			
							総 延 長 L	-0			
12	下	水	道	編	2	矩形渠 (プレキャスト)	基 準 高	±30	基準高、中心線の変位(水平)は、施工延長20mにつき1箇所の割合で測定。 逆勾配は認めない。 延長爾はマンホール間を測定。		
							中心線の変位(水平)	±30			
							延 長 爾	-100			
							総 延 長 L	-0			
12	下	水	道	編	3	圧送管	基 準 高	±30	測点毎。		
							総 延 長	-0			
							継手接合		第14編1-5-5管布設工に準ずる。		
							気密(真空)試験		JSWAS K-14 参考資料3.2.9に準ずる。		
							水圧試験		第14編1-12通水試験工に準ずる。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12	下水道編	1 管路	3 管きよ工 (開削)	5 管基礎工	1 2 3 砂基礎 砕石基礎 コンクリート基礎	幅 B	- 50	各マンホール間の中央部等を測定 おおむね施工延長 20mにつき 1 箇所		
						厚 さ h	- 30			
12	下水道編	1 管路	3 管きよ工 (開削)	6 水路築造工	現場打水路	基 準 高	± 30	基準高、幅、高さ、厚さは、1 打設長ごとに両端部等（継手箇所等）を測定。 1 施工箇所の延長が 20m 以上の場合は、20mにつき 1 箇所の割合で測定。		
						幅 b	- 30			
						高 さ h	± 30			
						厚 さ t	- 20			
						延 長 爾	- 100			
						総 延 長 L	- 0	延長爾はマンホール間を測定		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12 下 水 道 編	1 管 路	3 管 き よ 工 (開 削)	7 管 路 土 留 工		鋼 矢 板 土 留	基 準 高	± 50	施工延長 20mにつき 1 箇所測定。 20m未滿は、1 施工箇所につき 2 箇所測定。		任意仮設の場 合は除く
						根 入 長 L	設計値以上			
						変 位	100			
12 下 水 道 編	1 管 路	3 管 き よ 工 (開 削)	10		補助地盤改良工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工)			第 3 編 2 - 7 - 9 固結工に準ずる。		
12 下 水 道 編	1 管 路	4 管 き よ 工 (小 口 径 推 進)	3 推 進 工		推 進 工	基 準 高	± 50	推進中及び推進完了後に測定 基準高、中心線の変位(水平)、推進力 は、推進管 1 本ごとに 1 箇所測定。 逆勾配は認めない。		
						中心線の変位(水平)	± 50			
						推 進 力				
						延 長 爾	- 100			
					立坑内管布設工			第 12 編 1 - 3 - 4 管布設工及び第 12 編 1 - 3 - 5 管基礎工に準ずる。		
12 下 水 道 編	1 管 路	4 管 き よ 工 (小 口 径 推 進)	4		立坑内管布設工			第 12 編 1 - 3 - 4 管布設工及び第 12 編 1 - 3 - 5 管基礎工に準ずる。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12	下水道編	1 管路	4 管きよ工 (小口径推進)	9		補助地盤改良工		第3編2-7-9固結工に準ずる。		
12	下水道編	1 管路	5 管きよ工 (推進)	3		推進工		第12編1-4-3小口径推進工に準ずる。		
12	下水道編	1 管路	5 管きよ工 (推進)	4		立坑内管布設工		第12編1-3-4管布設工及び第12編1-3-5管基礎工に準ずる。		
12	下水道編	1 管路	5 管きよ工 (推進)	11		補助地盤改良工		第3編2-7-9固結工に準ずる。		

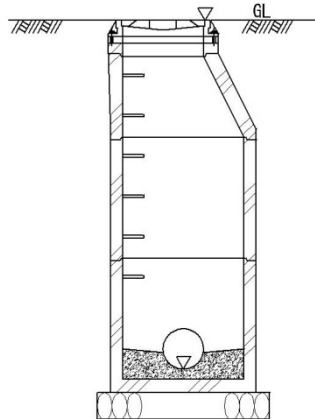
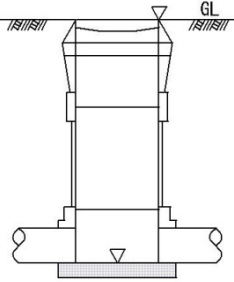
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12 下 水 道 編	1 管 路	6 管 き よ 工 (シ ー ル ド)	3 一 次 覆 工		掘進工	基 準 高	± 50	基準高、中心線の変位(水平)、真円度は、セグメント5リングにつき1箇所測定。 逆勾配は認めない。		
						中心線の変位(水平)	± 50			
						真円度	セグメント内径の 1/100 以内			
						延 長 爾	- 100	延長爾はマンホール間を測定。		
						総 延 長 L	- 0			
12 下 水 道 編	1 管 路	6 管 き よ 工 (シ ー ル ド)	4 二 次 覆 工		二次覆工	基 準 高	± 50	基準高、中心線の変位(水平)は、施工延長40mにつき1箇所測定。		
						中心線の変位(水平)	± 50			
						二次覆工厚 t	- 20	二次覆工厚は、1打設につき端面で上下左右4点を測定。		
						仕上がり内径 D	± 20	仕上がり内径は、施工延長40mにつき1箇所測定。		
						延 長 爾	- 100	延長爾はマンホール間を測定。		
						総 延 長 L	- 0			
12 下 水 道 編	1 管 路	6 管 き よ 工 (シ ー ル ド)	5		空伏工			第 12 編 1 - 6 - 3 一次覆工及び第 12 編 1 - 6 - 4 二次覆工に準ずる。		
12 下 水 道 編	1 管 路	6 管 き よ 工 (シ ー ル ド)	6		立坑内管布設工			第 12 編 1 - 3 - 4 管布設工及び第 12 編 1 - 3 - 5 管基礎工に準ずる。		

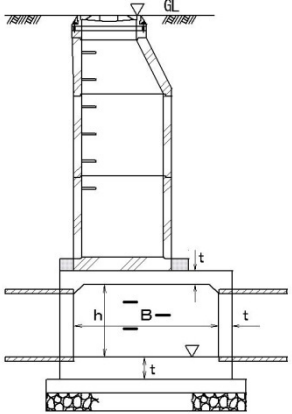
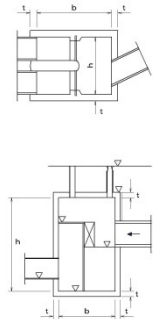
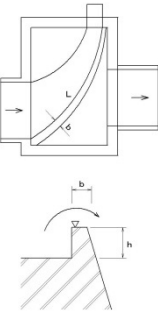
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12	下水道編	1 管路	6 管きよ工(シールド)	16	補助地盤改良工			第3編2-7-9固結工に準ずる。		
12	下水道編	1 管路	7 マンホール工	4 組立マンホール	組立マンホール	人 孔 天 端 高	±30	マンホール毎		
12	下水道編	1 管路	7 マンホール工	5 小型マンホール	小型マンホール	人 孔 天 端 高	±30	マンホール毎		

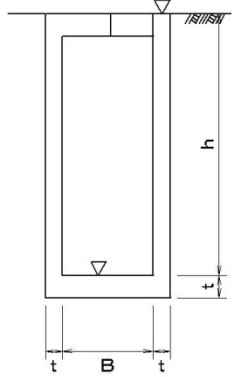
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12 下 水 道 編	1 管 路	8 特 殊 マ ン ホ ー ル 工	4 躯 体 工		現場打ち特殊人孔	幅 B	- 30	1 施工箇所毎		
						高さ h	± 30			
						壁 厚 t	- 20			
						人 孔 天 端 高	± 30			
12 下 水 道 編	1 管 路	8 特 殊 マ ン ホ ー ル 工			伏せ越し室 雨水吐室	基 準 高	± 30	1 施工箇所毎		
						幅 b (内法)	± 30			
						高 さ h	± 30			
						厚 さ t	- 20			
12 下 水 道 編	1 管 路	8 特 殊 マ ン ホ ー ル 工			越流堰 (雨水吐室)	基 準 高	± 10	基準高は、中央部および両端部を測定。 幅、高さ、延長は、1 施工箇所毎に測定。		
						幅 b (内法)	± 20			
						高さ h (深さ)	± 30			
						延長 L (長さ)	- 20			

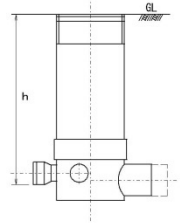
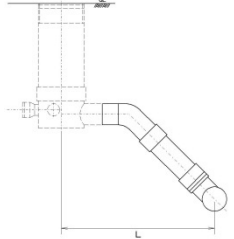
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12 下 水 道 編	1 管 路	8 特 殊 マ ン ホ ー ル 工			中継ポンプ施設	基 準 高	±30	1 施工箇所毎		
						幅、長さ B	-30			
						深 さ h	-30			
						壁 厚 t	-20			
12 下 水 道 編	1 管 路	8 特 殊 マ ン ホ ー ル 工	5		土留工			第 12 編 1 - 3 - 7 管路土留工、第 12 編 1 - 12 - 4 土留工、第 12 編 1 - 12 - 5 ライナープレート式土留工及び土工、第 12 編 1 - 12 - 6 鋼製立坑及び土工、第 12 編 1 - 12 - 7 地中連続壁工(コンクリート壁)、第 12 編 1 - 12 - 8 地中連続壁(ソイル壁)に準ずる。		
12 下 水 道 編	1 管 路	8 特 殊 マ ン ホ ー ル 工	7		補助地盤改良工			第 3 編 2 - 7 - 9 固結工に準ずる。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12 下 水 道 編	1 管 路	9 取 付 管 お よ び ま す 工	4 ま す 設 置 工		公 共 ま す	ま す 深 h		1 施 工 箇 所 毎		
12 下 水 道 編	1 管 路	9 取 付 管 お よ び ま す 工	5 取 付 管 布 設 工		取 付 管	延 長 爾	- 200	各 取 付 管 延 長 毎		
						総 延 長 L	- 0			
12 下 水 道 編	1 管 路	9 取 付 管 お よ び ま す 工	6		管 路 土 留 工			第 12 編 1 - 3 - 7 管路土留工に準ずる。		
12 下 水 道 編	1 管 路	10 地 盤 改 良 工	3		固 結 工			第 3 編 2 - 7 - 9 固結工に準ずる。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12	1	11	5		舗装復旧工			第3編第2章第6節 一般舗装工に準ずる。		
12	1	12	4		土留工	掘 削 深	- 0	立坑毎		
						立 坑 深	- 0			
						根 入 長	- 0			
12	1	12	5		ライナープレート式土留工及び土工	掘 削 深	- 0			
						立 坑 深	- 0			
12	1	12	6		鋼製立坑及び土工	掘 削 深	- 0			
						立 坑 深	- 0			

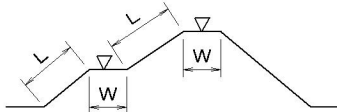
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12	下水道編	1 管路	12 立坑工	7		地中連続壁工 (コンクリート壁)		第3編2-10-9 地中連続壁工(壁式)に準ずる。		
12	下水道編	1 管路	12 立坑工	8		地中連続壁工 (ソイル壁)		第3編2-10-10 地中連続壁工(柱列式)に準ずる。		
12	下水道編	1 管路	12 立坑工	12		補助地盤改良工		第3編2-7-9 固結工に準ずる。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12	下水道編	2 処理場・ポンプ場	3 敷地造成工	2		掘削工		第1編2-3-2掘削工及び第1編2-4-2掘削工に準ずる。		
12	下水道編	2 処理場・ポンプ場	3 敷地造成工	3		盛土工		第1編2-3-3盛土工に準ずる。		
12	下水道編	2 処理場・ポンプ場	3 敷地造成工	4 法面整形工	切土・盛土	基準高	±50	施工延長おおむね40mごとにつき1箇所、40m未満は1施工箇所につき2箇所測定。		
						幅 W	-100			
						法長<5m	盛土：-100			
						法長<5m	切土：-200			
						法長 5m	盛土：-2%			
						法長 5m	切土：-4%			
12	下水道編	2 処理場・ポンプ場	4 法面工	2		法枠工		第3編2-14-4法枠工に準ずる。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12	下水道編	2 処理場・ポンプ場	4 法面工	3	植生工			第3編2-14-2植生工に準ずる。		
12	下水道編	2 処理場・ポンプ場	5 地盤改良工	2	表層安定処理工			第3編2-7-3置換工、第3編2-7-4表層安定処理工、第3編2-7-6サンドマット工に準ずる。		
12	下水道編	2 処理場・ポンプ場	5 地盤改良工	3	パーチカルドレーン工			第3編2-7-7パーチカルドレーン工に準ずる。		
12	下水道編	2 処理場・ポンプ場	5 地盤改良工	4	締固め改良工			第3編2-7-8締固め改良工に準ずる。		
12	下水道編	2 処理場・ポンプ場	5 地盤改良工	5	固結工			第3編2-7-9固結工に準ずる。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12	下水道編	2	処理場・ポンプ場	6	本体作業土工	2		掘削工		第1編2-3-2掘削工、第1編2-4-2掘削工、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）に準ずる。
12	下水道編	2	処理場・ポンプ場	6	本体作業土工	4		盛土工		第1編2-3-3盛土工に準ずる。
12	下水道編	2	処理場・ポンプ場	6	本体作業土工	5		法面整形工		第12編2-3-4法面整形工に準ずる。
12	下水道編	2	処理場・ポンプ場	7	本体仮設工	2	土留・仮締切工 (鋼矢板)			第12編1-3-7管路土留工に準ずる。
12	下水道編	2	処理場・ポンプ場	7	本体仮設工	3	地中連続壁工 (コンクリート壁)			第3編2-10-9地中連続壁工(壁式)に準ずる。

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
12	下水道編	2	処理場・ポンプ場	7	本体仮設工	4		地中連続壁工 (ソイル壁)			第3編2-10-10 地中連続壁工(柱列式)に準ずる。
12	下水道編	2	処理場・ポンプ場	7	本体仮設工	7		補助地盤改良工			第3編2-7-9 固結工に準ずる。
12	下水道編	2	処理場・ポンプ場	8	本体築造工	3		直接基礎工(改良)			第3編2-7-9 固結工に準ずる。
12	下水道編	2	処理場・ポンプ場	8	本体築造工	4		直接基礎工(置換)			第3編2-7-3 置換工及び第3編2-7-4 表層安定処理工に準ずる。
12	下水道編	2	処理場・ポンプ場	8	本体築造工			構造物基礎工			第3編2-4-1 一般事項に準ずる。

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12	下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	5		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工に準ずる。		
12	下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	6		場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工に準ずる。		
12	下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	7		オープンケーソン基礎工		第3編2-4-7オープンケーソン基礎工に準ずる。		
12	下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	8		ニューマチックケーソン基礎工		第3編2-4-8ニューマチックケーソン基礎工に準ずる。		

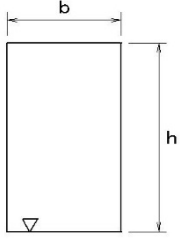
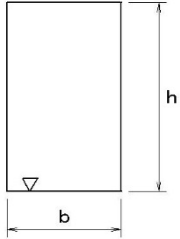
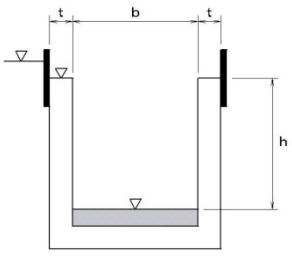
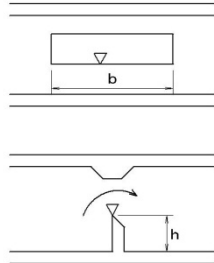
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12 下 水 道 編	2 処 理 場 ・ ポ ン プ 場	8 本 体 築 造 工	9 躯 体 工	1	池・槽の主要構造物	基 準 高	±30	(平面的な表示) 1池(又は1槽)について、図面の主要なる寸法表示箇所を測定。 (断面的な表示) 1池につき概ね2.0m毎に縦断及び横断方向に、数本の基準測線を設定し、断面の主要寸法を測定。		
						幅 b	±30			
						高 さ h	±30			
						厚 さ t	壁厚 t < 50 cm	- 20		
							壁厚 t 50 cm	- 30		
							床版厚	- 10		
						長 さ	±50			
蛇 行 量 X	±30									
12 下 水 道 編	2 処 理 場 ・ ポ ン プ 場	8 本 体 築 造 工	9 躯 体 工	2	池・槽の付属構造物	基 準 高	±20	1 施工箇所ごとに図面の主要なる寸法表示箇所を測定。		
						幅 b	±20			
						高 さ h	±20			
						壁 厚 t	±10			
						長 さ	±50			
12 下 水 道 編	2 処 理 場 ・ ポ ン プ 場	8 本 体 築 造 工	9 躯 体 工	3	開口部	幅 b	±20	永久開口部ごとに測定。		
						高 さ h	±20			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12 下 水 道 編	2 処 理 場 ・ ポ ン プ 場	8 本 体 築 造 工	9 躯 体 工	4	ゲート開口部	基 準 高	- 20 , + 0	開口部ごとに測定。		
						幅 b	- 0 , + 20			
						高 さ h	± 20			
12 下 水 道 編	2 処 理 場 ・ ポ ン プ 場	8 本 体 築 造 工	9 躯 体 工	5	可動せき用開口部	基 準 高	- 20	開口部ごとに測定。		
						幅 b	- 0 , + 20			
						高 さ h	± 20			
12 下 水 道 編	2 処 理 場 ・ ポ ン プ 場	8 本 体 築 造 工	11 越 流 樋 工	1	流出トラフ	基 準 高	± 20	基準高は、1 施工箇所ごとに交差点等を測定。		
						幅 b	± 20			
						高 さ h	- 20			
						厚 さ t	± 10			
						長 さ	± 50	長さは、各池外周部の 1 施工箇所について測定。		
12 下 水 道 編	2 処 理 場 ・ ポ ン プ 場	8 本 体 築 造 工	12 越 流 堰 板 工		越流堰	基 準 高	± 20 ± 5	基準高は、中央部及び両端部を測定する。 既製せき板使用の場合。		流出トラフの越流堰を除く一般のコンクリート堰等に適用
						幅 b	± 20			
						高 さ h	- 20			
						長 さ	± 20			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
12	下水道編	2	処理場・ポンプ場	8	本体築造工	12	越流堰板工	塗装工			第3編2-3-11 コンクリート面塗装工に準ずる。
12	下水道編	2	処理場・ポンプ場	8	本体築造工	12	越流堰板工	燃料貯油槽工			第5編6-4-7 燃料貯油槽工に準ずる。
12	下水道編	2	処理場・ポンプ場	9	場内管路工	3	1 2	作業土工 (管路掘削) (管路埋戻)			第3編2-3-3 作業土工(床掘り・埋戻し)に準ずる。
12	下水道編	2	処理場・ポンプ場	9	場内管路工	4		補助地盤改良工			第3編2-7-9 固結工に準ずる。

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12	2	9	5		管路土留工			第 12 編 1 - 3 - 7 管路土留工に準ずる。		
12	2	9	9		管基礎工			第 12 編 1 - 3 - 5 管基礎工に準ずる。		
12	2	9	10		管布設工			第 12 編 1 - 3 - 4 管布設工に準ずる。		
12	2	9	11		水路築造工			第 12 編 1 - 3 - 6 水路築造工に準ずる。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12	2	9	12		側溝設置工			第3編2-3-29側溝工に準ずる。		
12	2	9	14		組立マンホール工			第12編1-7-4組立マンホール工に準ずる。		
12	2	9	15		小型マンホール工			第12編1-7-5小型マンホール工に準ずる。		
12	2	9	16		取付管布設工			第12編1-9-5取付管布設工に準ずる。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12	2	9	17		ます設置工			第 12 編 1 - 9 - 4 ます設置工に準ずる。		
12	2	9	19		舗装復旧工			第 3 編 第 2 章 第 6 節 一般舗装工に準ずる。		
12	2	10	3		補助地盤改良工			第 3 編 2 - 7 - 9 固結工に準ずる。		
12	2	10	4		土留・仮締切工			第 3 編 2 - 10 - 5 土留・仮締切工に準ずる。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12	2	10	7		直接基礎工（改良）			第12編2-8-3直接基礎工（改良）に準ずる。		
12	2	10	8		直接基礎工（置換）			第12編2-8-4直接基礎工（置換）に準ずる。		
12	2	10	9		既製杭工			第3編2-4-4既製杭工に準ずる。		
12	2	10	10		場所打杭工			第3編2-4-5場所打杭工に準ずる。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12	2	10	11		躯体工			第12編2-8-9躯体工に準ずる。		
12	2	10	15		コンクリートブロック工			第3編2-5-1一般事項及び第3編2-5-3コンクリートブロック工に準ずる。		
12	2	10	17		環境護岸ブロック工			第3編2-5-3コンクリートブロック工に準ずる。		
12	2	10	18		石積(張)工			第3編2-5-1一般事項及び第3編2-5-5石積(張)工に準ずる。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12	2	10	19		法枠工			第3編2-14-4法枠工に準ずる。		
12	2	10	20		羽口工			第3編2-3-27羽口工に準ずる。		
12	2	10	21		根固めブロック工			第3編2-3-17根固めブロック工に準ずる。		
12	2	10	22		間詰工			第5編1-9-4間詰工に準ずる。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12	2	10	23		沈床工			第3編2-3-18沈床工に準ずる。		
12	2	10	24		捨石工			第3編2-3-19捨石工に準ずる。		
12	2	10	25		かご工			第3編2-14-7かご工に準ずる。		
12	2	11	3		掘削工			第12編2-3-2掘削工に準ずる。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12	下水道編	2 処理場・ポンプ場	11 場内・進入道路工	6		路床安定処理工		第3編2-7-2路床安定処理工に準ずる。		
12	下水道編	2 処理場・ポンプ場	11 場内・進入道路工	7		盛土工		第1編2-3-3盛土工に準ずる。		
12	下水道編	2 処理場・ポンプ場	11 場内・進入道路工	8		法面整形工		第12編2-3-4法面整形工に準ずる。		
12	下水道編	2 処理場・ポンプ場	11 場内・進入道路工	9		法面植生工		第3編2-14-2植生工に準ずる。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12	2	11	10		アスファルト舗装工			第3編2-6-7アスファルト舗装工に準ずる。		
12	2	11	11		コンクリート舗装工			第3編2-6-12コンクリート舗装工に準ずる。		
12	2	11	12		薄層カラー舗装工			第3編2-6-13薄層カラー舗装工に準ずる。		
12	2	11	13		ブロック舗装工			第3編2-6-14ブロック舗装工に準ずる。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12	下水道編	2 処理場・ポンプ場	11 場内・進入道路工	14		区画線工		第3編2-3-9区画線工に準ずる。		
12	下水道編	2 処理場・ポンプ場	11 場内・進入道路工	15		道路附属物工		第3編2-3-10道路附属物工に準ずる。		
12	下水道編	2 処理場・ポンプ場	11 場内・進入道路工	16		小型標識工		第3編2-3-6小型標識工に準ずる。		
12	下水道編	2 処理場・ポンプ場	11 場内・進入道路工	18		路側防護柵工		第3編2-3-8路側防護柵工に準ずる。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12	2	11	19		縁石工			第3編2-3-5 縁石工に準ずる。		
12	2	11	20		側溝設置工			第3編2-3-29 側溝工に準ずる。		
12	2	11	21		ます設置工			第3編2-3-30 集水枒工に準ずる。		
12	2	12	3		補助地盤改良工（固結工）			第3編2-7-9 固結工に準ずる。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12	2	12	4		土留・仮締切工			第3編2-10-5土留・仮締切工に準ずる。		
12	2	12	7		既製杭工			第3編2-4-4既製杭工に準ずる。		
12	2	12	8		場所打杭工			第3編2-4-5場所打杭工に準ずる。		
12	2	12	9		場所打擁壁工			第12編2-8-9躯体工に準ずる。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12	2	12	10		プレキャスト擁壁工			第3編2-15-2プレキャスト擁壁工に準ずる。		
12	2	12	11		補強土壁工			第3編2-15-3補強土壁工に準ずる。		
12	2	12	12		井桁ブロック工			第3編2-15-4井桁ブロック工に準ずる。		
12	2	12	13		コンクリートブロック工			第12編2-10-15コンクリートブロック工に準ずる。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12	2	12	14		緑化ブロック工			第3編2-5-4緑化ブロック工に準ずる。		
12	2	12	15		石積(張)工			第12編2-10-18石積(張)工に準ずる。		

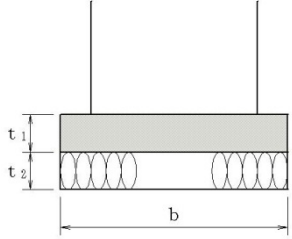
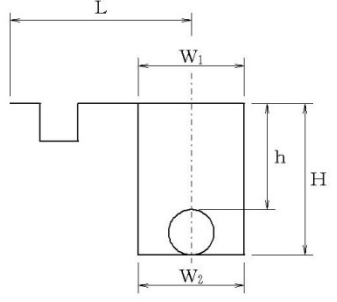
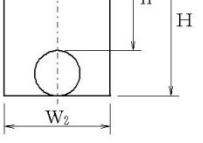
出来形管理基準及び規格値

第13編 漁港漁場編

漁港関係工事において、農林水産省所管の漁港工事にあつては、「漁港漁場関係工事共通仕様書」(水産庁漁港漁場整備部整備課編集)の最新版を準用する。

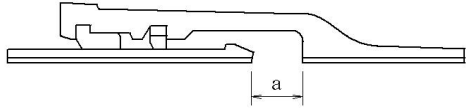
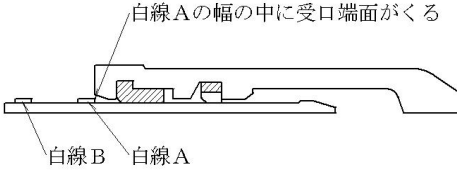
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
14 上水道編	1 管布設工事				基礎工 (基礎砕石) (捨コンクリート)	基準高	-	測点毎に測定する。		
						幅 b	- 50			
						厚さ t ₁ , t ₂	- 30			
						延 長	各構造物の規格値による			
14 上水道編	1 管布設工事	5 管布設工(開削)	3		管路掘削	深 さ H	± 50		<p>標準断面での規格値を示したものであり、地下埋設物により特殊断面となる箇所、既設管との連絡箇所等は除く。</p> 	ただし、任意の場合は除く。
						幅 W ₁ , W ₂	± 30			
					管路埋戻	仕 上 高	± 30			
14 上水道編	1 管布設工事	5 管布設工(開削)	5 6		ダクトイル鋳鉄管・鋼管(ステンレス鋼管を含む)・ビニル管・ポリエチレン管	基 準 高	± 30	測点毎に測定する。(基準高は図面に表示してある場合)		
						土 被 り h	± 50			
						出 幅 L	± 50			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要																																																																				
14	上	水道	編	1	管	布	設	工	5	6	ダクタイル鋳鉄管 (継手接合)	<p>【 胴付間隔(mm) 】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">呼び径</th> <th colspan="4">標準胴付間隔</th> </tr> <tr> <th>U</th> <th>U F</th> <th>S</th> <th>U S</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>800</td><td>105</td><td>100</td><td>75</td><td>105</td></tr> <tr><td>900</td><td>105</td><td>100</td><td>75</td><td>105</td></tr> <tr><td>1,000</td><td>105</td><td>100</td><td>80</td><td>105</td></tr> <tr><td>1,100</td><td>105</td><td>100</td><td>80</td><td>105</td></tr> <tr><td>1,200</td><td>105</td><td>100</td><td>80</td><td>105</td></tr> <tr><td>1,350</td><td>105</td><td>100</td><td>80</td><td>105</td></tr> <tr><td>1,500</td><td>105</td><td>100</td><td>80</td><td>105</td></tr> <tr><td>1,600</td><td>115</td><td>110</td><td>75</td><td>115</td></tr> <tr><td>1,650</td><td>115</td><td>110</td><td>75</td><td>115</td></tr> <tr><td>1,800</td><td>115</td><td>110</td><td>75</td><td>115</td></tr> <tr><td>2,000</td><td>115</td><td>110</td><td>80</td><td>115</td></tr> </tbody> </table>	呼び径	標準胴付間隔				U	U F	S	U S	800	105	100	75	105	900	105	100	75	105	1,000	105	100	80	105	1,100	105	100	80	105	1,200	105	100	80	105	1,350	105	100	80	105	1,500	105	100	80	105	1,600	115	110	75	115	1,650	115	110	75	115	1,800	115	110	75	115	2,000	115	110	80	115	<p>800以上の管接合に適用し、日本ダクタイル鉄管協会 発行の接合要領書参考資料の継手チェックシートに基 づいて必要な測定を接合箇所全箇所について測定す る。</p> 	<p>14 上 水道 編</p> <p>1 管 布 設 工 事</p> <p>5 管 布 設 工 (開削)</p>
														呼び径	標準胴付間隔																																																															
U	U F	S	U S																																																																											
800	105	100	75	105																																																																										
900	105	100	75	105																																																																										
1,000	105	100	80	105																																																																										
1,100	105	100	80	105																																																																										
1,200	105	100	80	105																																																																										
1,350	105	100	80	105																																																																										
1,500	105	100	80	105																																																																										
1,600	115	110	75	115																																																																										
1,650	115	110	75	115																																																																										
1,800	115	110	75	115																																																																										
2,000	115	110	80	115																																																																										
<p>胴付間隔 a</p>	<p>受口面 - 白線間隔</p>	<p>T形、S形、NS形及びGX形管接合に適用し、日本ダクタイル鉄管協会発行の接合要領書参考資料の継手チェックシートに基づいて必要な測定を口径ごとに、接合15箇所に1箇所測定する。</p> 																																																																												

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要																																																
14	上水道編	1 管布設工事	5 管布設工 (開削)	5 6	ダクタイル鋳鉄管 (継手接合)	締付基準トルク	+ 10% - 0%	<p>【受口部】K形、S形、KF形、UF形</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">ボルトの呼び径</th> <th colspan="2">締付トルク</th> </tr> <tr> <th colspan="2">N・m</th> </tr> <tr> <td>M16</td> <td colspan="2">60</td> </tr> <tr> <td>M20</td> <td colspan="2">100</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td colspan="2">120</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td colspan="2">140</td> </tr> <tr> <td>M30</td> <td colspan="2">200</td> </tr> </table> <p>堅ボルトについては、100N・mとする。</p> <p>600以上は全箇所、600未満は、口径ごと15箇所に1箇所測定する。</p> <p>K形、S形、KF形、UF形、フランジ部継手接合に適用し、日本ダクタイル鉄管協会発行の接合要領書参考資料の継手チェックシートに基づき必要な測定を口径ごとに、上表により測定する。</p>	ボルトの呼び径	締付トルク		N・m		M16	60		M20	100		M22	120		M24	140		M30	200		<p>【フランジ部】 300以上は全箇所、 300未満は 3箇所に1箇所</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="3">ボルトの呼び径</th> <th colspan="2">締付トルク</th> </tr> <tr> <th>RF形がスット(全面)</th> <th>GF形がスット1号</th> </tr> <tr> <th colspan="2">N・m</th> </tr> <tr> <td>M16</td> <td>60</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>M20</td> <td>90</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td>120</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>180</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>M30</td> <td>330</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>M36</td> <td>500</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>M42</td> <td>580</td> <td>〃</td> </tr> </table> <p>GF形(メタルタッチ)の場合、フランジ面間に0.9mmのすき間ゲージが入ってはならない。</p>	ボルトの呼び径	締付トルク		RF形がスット(全面)	GF形がスット1号	N・m		M16	60	60	M20	90	〃	M22	120	〃	M24	180	〃	M30	330	〃	M36	500	〃	M42	580	〃	
ボルトの呼び径	締付トルク																																																									
	N・m																																																									
M16	60																																																									
M20	100																																																									
M22	120																																																									
M24	140																																																									
M30	200																																																									
ボルトの呼び径	締付トルク																																																									
	RF形がスット(全面)	GF形がスット1号																																																								
	N・m																																																									
M16	60	60																																																								
M20	90	〃																																																								
M22	120	〃																																																								
M24	180	〃																																																								
M30	330	〃																																																								
M36	500	〃																																																								
M42	580	〃																																																								
14	上水道編	1 管布設工事	5 管布設工 (開削)	5 6	鋼管(ステンレス鋼管含む) (継手接合)	ルートギャップ S 溶接目違い b		<p>【目違い量及びルートギャップ値】</p> <table border="1"> <tr> <th>溶接区分</th> <th>板厚(mm)</th> <th>目違い量</th> <th>ギャップ</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">片面溶接</td> <td>t ≤ 6</td> <td>1.5 mm</td> <td rowspan="3">1~4 mm</td> </tr> <tr> <td>6 < t ≤ 16</td> <td>t × 25%</td> </tr> <tr> <td>t > 16</td> <td>4.0 mm</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">両面溶接</td> <td>t ≤ 6</td> <td>1.5 mm</td> <td rowspan="3">0~3 mm</td> </tr> <tr> <td>6 < t ≤ 20</td> <td>t × 25%</td> </tr> <tr> <td>20 < t ≤ 38</td> <td>5.0 mm</td> </tr> </table> <p>溶接継手チェックシートに基づいて測定する。</p> <p>75~ 250までは10箇所に1箇所、300~ 450までは5箇所に1箇所、500以上は全箇所測定する。</p>	溶接区分	板厚(mm)	目違い量	ギャップ	片面溶接	t ≤ 6	1.5 mm	1~4 mm	6 < t ≤ 16	t × 25%	t > 16	4.0 mm	両面溶接	t ≤ 6	1.5 mm	0~3 mm	6 < t ≤ 20	t × 25%	20 < t ≤ 38	5.0 mm																														
溶接区分	板厚(mm)	目違い量	ギャップ																																																							
片面溶接	t ≤ 6	1.5 mm	1~4 mm																																																							
	6 < t ≤ 16	t × 25%																																																								
	t > 16	4.0 mm																																																								
両面溶接	t ≤ 6	1.5 mm	0~3 mm																																																							
	6 < t ≤ 20	t × 25%																																																								
	20 < t ≤ 38	5.0 mm																																																								

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
14	上水道編	1 管布設工事	5 6		配水用ポリエチレン管 (EF 融着継手)	インジケータの 隆起		両側とも + 方向に隆起する。		配水用ポリエチレン管の EF 融着継手に適用し、配水用ポリエチレンパイプシステム協会の EF 接合チェックシートに基づいて必要な測定を接合箇所全箇所について測定する。 E F 正常融着 (インジケータが両方隆起すること) 
14	上水道編	1 管布設工事	6 7		小型推進・推進	基準高	± 50	管 1 本ごとに測定する。 直押しの場合、規格値以内であっても「許容曲げ角度」を超えてはならない。 又、鞘管推進工法の場合鞘管で管理するが、規格値以内であっても内挿管の布設に支障があってはならない。		
				垂直方向	上下 50					
				水平方向	左右 50					
				各スパン延長	± 100					
14	上水道編	1 管布設工事	12		通水試験	水圧試験	0.40 MPa 以上	配水用ポリエチレン管の継手 0.50 MPa で 2 4 時間測定。	0.75 MPa の水圧を負荷して 5 分間経過後、0.75 MPa の水圧を再負荷する。その後、すぐに 0.50 MPa まで水圧を減圧して 24 時間放置し、その結果水圧降下 0.10 MPa までを許容値とする。	
							0.40 MPa 以上	呼び径 900 mm 以上の直管部継手 0.50 MPa で 5 分間測定。	水圧試験成績表に基づいて、水圧データを記録整理する。	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

						0.45 MPa以上	呼び径 300 mm ~ 900 mm未満の継手 0.50 MPaで5時間測定。	試験時間は、管内満水後加圧ポンプにより加圧し、水圧が上記指定水圧に達したのを確認し、自記水圧計を連動させ、そのままの状態です5時間放置し、その結果水圧降下0.05 MPaまでを許容値とする。但し、0.05 MPa以内の範囲で3時間以上同一圧力を支持すること。 (但し、記録シートは原則として1.0 MPa、24時間記録用を使用すること。)
						0.65 MPa以上	呼び径 300 mm未満の継手 0.70 MPaで5時間測定。	
						0.70 MPa以上	割丁字管取付箇所 0.75 MPaで5時間測定。	
14 上水道編	1 管布設工事	13 付帯工	3	路盤工 アスファルト舗装 コンクリート舗装 ブロック舗装 常温合材舗装(簡易舗装)			第3編土木工事共通編第2章第6節 一般舗装工に準ずる。	

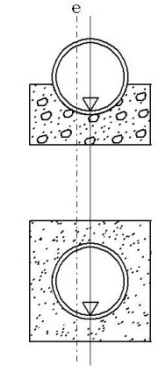
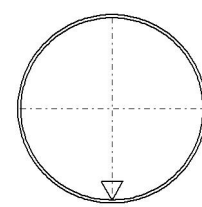
出来形管理基準及び規格値

第 15 編 森林編

具体的内容は『森林整備保全事業施工管理基準』（林野庁編集）の最新版を準用する。

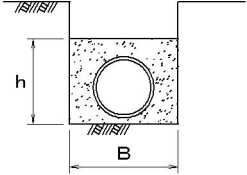
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
16	集落排水編	1	管きよ工 (開削)	1	管布設 (自然流下管)	基準高	±30	基準高、中心線の変位(水平)は、マンホール間の中央部及び両端部を測定。 逆勾配は認めない。		
						中心線の変位(水平)	±30			
						延長雨	-100	延長雨はマンホール間を測定。		
						総延長 L	-0			
						継手接合		・接合部毎 管布設後埋戻し前に確認管接合部から汚水の漏水が内容に確かかつ、正確に接合されていること。		
16	集落排水編	1	管きよ工 (開削)	2	圧送管	基準高	±30	測点毎		
						総延長	-0			
						継手接合		・接合部毎 管布設後埋戻し前に確認管接合部から汚水の漏水が内容に確かかつ、正確に接合されていること。		
						水圧試験		第14編1-12通水試験工に準ずる。		

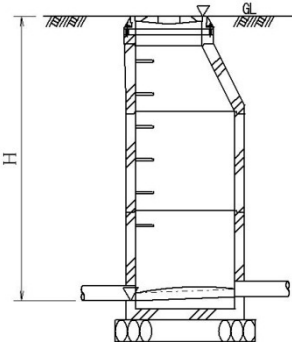
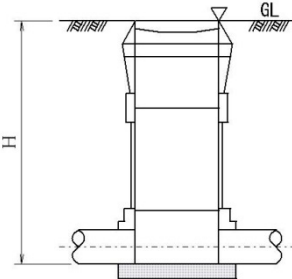
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
16 集落排水編	1 管路	1 管きよ工 (開削)	2 管基礎工		砂基礎 砕石基礎	幅 B	- 50	各マンホール間の中央部等を測定。おおむね施工延長20mにつき1箇所。		
						厚 さ h	- 30			
16 集落排水編	1 管路	1 管きよ工 (開削)	3 管路土留工		鋼矢板土留			第12編1-3-7管路土留工に準ずる。		
16 集落排水編	1 管路	2 管きよ工 (推進)			推進工			第12編第1章第5節 管きよ工(推進)に準ずる。		
16 集落排水編	1 管路	3 管きよ工 (シールド)			シールド			第12編第1章第6節 管きよ工(シールド)に準ずる。		

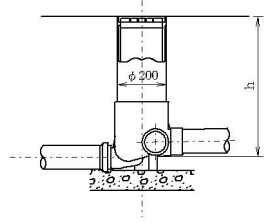
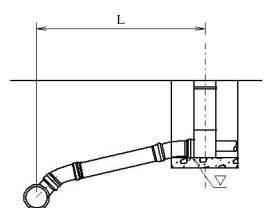
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
16	集落排水編	1 管路	4 マンホール工	1 組立マンホール工	組立マンホール	基 準 高	± 30	マンホール毎		
						高 さ h	- 30			
16	集落排水編	1 管路	4 マンホール工	1 小型マンホール工	小型マンホール	基 準 高	± 30	マンホール毎		
						高 さ h	- 30			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
16	集落排水編	1 管路	4 取付管およびます工	1 ます設置工	公共汚水ます	ます 深	- 30	1 施工箇所毎。		
16	集落排水編	1 管路	4 取付管およびます工	2 取付管設置工	取付管	基 準 高	- 30	各取付管毎。		
						延 長 L	- 100			
16	集落排水編	1 管路	5 立坑工		土留工			第 12 編 1 - 12 - 4 土留工に準ずる。		
16	集落排水編	1 管路	5 立坑工		ライナープレート式土留工及び土工			第 12 編 1 - 12 - 5 ライナープレート式土留工及び土工に準ずる。		
16	集落排水編	1 管路	5 立坑工		鋼製立坑及び土工			第 12 編 1 - 12 - 6 鋼製立坑及び土工に準ずる。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
16	集落排水編	1 管路	6 中継ポンプ場	1 ポンプ槽		ポンプ槽		第12編第1章第8節 特殊マンホール工・(中継ポンプ施設)に準ずる。		
16	集落排水編	1 管路	6 中継ポンプ場	2 ポンプ設備		ポンプ設備		第16編第2章第4節 機械設備に準ずる。		
16	集落排水編	1 管路	6 中継ポンプ場	3 電気計装設備		電気計装設備		第16編第2章第4節 機械設備に準ずる。		
16	集落排水編	1 管路	6 中継ポンプ場	4 作動試験		作動試験		品質管理基準第16編2-1通水試運転に準ずる。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
16	2	1	1		污水处理施設			污水处理施設は、処理フローシートに合致し、設計思想に基づく機能が確保されていること。 污水处理施設全体としての制度、合理性が確保されていること。 管路施設との整合性が保たれていること。		
16	2	2	1		流入及び放流管			第16編第1章 管路に準ずる。		
16	2	3			本体築造工			第12編第2章第8節 本体築造工に準ずる。		
16	2	4	1	1		機器仕様		設計図書又は承諾図書と同等以上であること。		照 合
						製作精度		設計図書又は承諾図書と同等以上の機能が得られる制度であること。		
						据付精度		設計図書又は承諾図書と同等以上の機能が得られる制度であること。		
						据付状況		堅固に取付けられていること。		触 接

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
16	2	4	2	1	配管・弁類	配管系統		全配管 設計図書又は承諾図書通りであること。		照 合
16	2	4	2	2	汚水・汚泥配管	勾 配		汚水・汚泥配管毎。 汚水・汚泥の滞留がないように十分な勾配があること。		目 視
						掃 除 口		清掃口毎。 維持管理が容易な位置・構造であること。		
16	2	4	2	3	コンクリート構造物貫通部	設 置 位 置		貫通部毎。 型枠施工時に測定。 スリーブ位置は承諾図書に基づき適切な位置にあること。		実 測
						仕 上 り		配管施工後はモルタル等で埋戻し、入念な仕上りとなっていること。		目 視
16	2	4	2	4	弁類	仕 様		弁類毎。 使用区分に応じた仕様となっていること。		
						設 置 位 置		弁類毎、手元調節弁毎。 操作しやすく、かつ、安全で障害にならない位置に設置されていること。 手元調節弁については調節状況が確認できる位置であること。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
16 集落排水編	2 污水处理施設	4 機械設備	2 配管弁類	5	配管の支持	支持金物		支持金物毎。 腐食防止等を考慮した材質のもの又は防錆処理が施されていること。		
						支持間隔		支持金物毎。 重量、振動、衝撃に対して適切な支持間隔となっていること。		
16 集落排水編	2 污水处理施設	4 機械設備	2 配管弁類	6	表示	目的・機能の表示		配管系等毎。 配管及び弁類に流れの方向、流体の種類、目的等が見やすい位置に表示されていること。		
16 集落排水編	2 污水处理施設	4 機械設備	3		点検蓋	製造・仕様		点検蓋毎。 設計図書又は承諾図書と合致した構造・仕様であること。		照合、触接受枠を含む。
						設置状況		容易に開閉できる構造であること。 納まりが良くガタ付きのないこと。		触 接

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							管理基準値 (mm)	規格値 (mm)			
16 集落排水編	2 汚水処理施設	5 単位装置間の取合い	1 前処理施設	1	流入水路 (主水路、副水路)	スクリーン設備			スクリーン設備毎 スクリーン及びスクリーンの前後に汚水・汚物の滞留部がないこと。 スクリーンと水路壁に隙間及び汚水・汚物の滞留部がないこと。 し渣かごは取外しが容易な位置・構造であること。		管・水路水流試験 目視、触接
						破砕機			破砕機流入口において、汚水、汚物の滞留部がないこと。		管・水路水流試験
						破砕機ます			破砕機ますに水溜りが生じないように水抜き方向に勾配が確保されていること。		管・水路水流試験
						角落し			開放状態で汚水・汚物の滞留部がなく、閉鎖状態で水密性が保たれていること。	砂溜槽角落し含む 角落し毎	管・水路水流試験
16 集落排水編	2 汚水処理施設	5 単位装置間の取合い	1 前処理施設	2	ばっ気沈砂槽	流入・流出口の高低差			ばっ気時においても逆流しない高低差が確保されていること。		目 視
						砂溜槽流出開口部の基準高	± 20	± 30			実 測
						汚水流量計			取外しが容易にできる位置に設置されていること。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
							管理基準値 (mm)	規格値 (mm)							
16	集落排水編	2	汚水処理施設	5	単位装置間の取合い	1	前処理施設	3	原水ポンプ槽	原水ポンプ及び水位計			ポンプと水位計の間隔が平面的に十分確保されていること。 水位計のケーブルは、各々の専用金具にて接触しない間隔で取付けられていること。 起動・停止水位が適切に設定されていること。		
										汚水流量計					
16	集落排水編	2	汚水処理施設	5	単位装置間の取合い	2	流量調整施設	1	流量調整槽	調整ポンプ及び水位計	-	±5	第 16 編 2 - 5 - 1 - 3 原水ポンプ槽（原水ポンプ及び水位計）に準ずる。	実 測	
									散気装置 設置高さ (h) 及び 中心線位置 (b)	-	-	1ヶ所選定 基準とする散気装置			
									散気装置 基準とする散気 装置とのずれ (e)	-	±5	散気装置毎			
									散気装置 立下り管間隔 (<i>l</i> および <i>l'</i>)	-	±5	立下り管間隔毎			

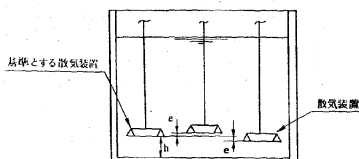
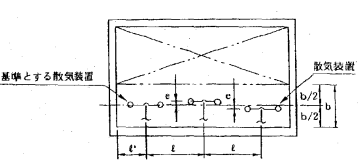
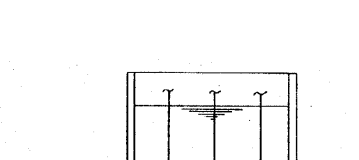
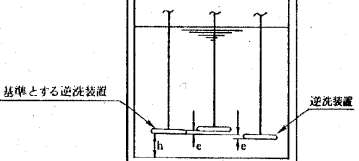
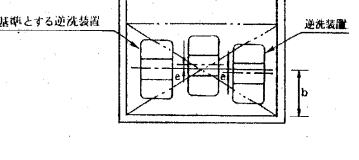

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							管理基準値 (mm)	規格値 (mm)					
16	集 落 排 水 編	2	汚 水 処 理 施 設	5	単 位 装 置 間 の 取 合 い	4	生 物 処 理 施 設	2	接 触 ば っ 気 槽	ひも状・すだれ状等接触材	第 16 編 2 - 5 - 4 - 13 - 3 嫌気性ろ床槽（ひも状・すだれ状等接触材）に準ずる。		
											ろ床毎 接触材のコア部がずれないように結束し、充填されていること。 接触材ブロック間の隙間及び接触材の傾きが生じないよう、規則的に充填されていること。 壁面及び配管廻りにおいて短絡流が生じないよう入念に充填されており、また、阻流板等が適切に施されていること。		目 視
											第 16 編 2 - 5 - 4 嫌気性ろ床槽（ボール状・小円筒状接触材）に準ずる。		

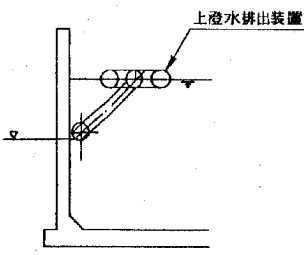
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要							
							管理基準値 (mm)	規格値 (mm)										
16	集 落 排 水 綫	2	汚 水 処 理 施 設	5	単 位 装 置 間 の 取 合 い	4	生 物 処 理 施 設	2	接 触 ば っ 気 槽	散気装置 設置高さ (h) 及び 中心線位置 (b/2)	-	±5	基準とする散気装置 1ヶ所選定 ドラフト部を実測の上、中心線上に配 列されていること。		実 測			
										散気装置 基準とする散気装置 とのずれ (e)	-	±5				散気装置毎		
										散気装置 立下り管間隔 (l及びl')	-	±5				立下り管間隔毎		
										逆洗装置 設置高さ (h) 及び 中心線位置 (b)	-	±5	基準とする逆洗装置 1ヶ所選定			実 測		
										逆洗装置 基準とする逆洗装置 とのずれ (e)	-	±5					逆洗装置毎 逆洗装置単体についても適用する。	
										逆洗装置 取付け間隔							適切な位置にあること。	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
							管理基準値 (mm)	規格値 (mm)						
16	集落排水編	2	汚水処理施設	5	単位装置間の取合い	4	生物処理施設	回分槽	上澄水排出部基準高(V)	± 20	± 30			実 測
16	集落排水編	2	汚水処理施設	5	単位装置間の取合い	5	沈殿施設	越流トラフ流出部の基準高	± 20	± 30	越流トラフ流出部		実 測	
								越流トラフ及び越流せき			越流トラフ、越流せき全周、接合部毎越流トラフが流出方向に対して逆勾配でないこと。 越流せき全周から均等な流出となっていること。 越流トラフと越流せき等の接合部において漏水のないこと。	管・水路水流試験		
16	集落排水編	2	汚水処理施設	5	単位装置間の取合い	6	消毒施設	消毒器設置面及び流出部の開口部基準高	± 20	± 30			実 測	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
							管理基準値 (mm)	規格値 (mm)						
16	集落排水編	2	汚水処理施設	5	単位装置間の取合い	7	放流施設			第16編2-5-1-3原水ポンプ及び水位計に準ずる。				
16	集落排水編	2	汚水処理施設	5	単位装置間の取合い	8	汚泥処理施設	1	汚泥濃縮槽	越流トラフ流出部又は脱離液流出管の基準高	± 20	± 30		実 測
										越流トラフ及び越流せき			越流トラフ、越流せき全周、接合部毎越流トラフが流出方向に対して逆勾配でないこと。 越流せき全周から均等な流出となっていること。 越流トラフと越流せき等の接合部において漏水のないこと。	管・水路水流試験
16	集落排水編	2	汚水処理施設	5	単位装置間の取合い	8	汚泥処理施設	2	汚泥濃縮貯留槽	脱離液流出基準高	± 20	± 30		実 測
										散気装置 設置高さ(h)及び中心線位置(b)		± 5	基準とする散気装置 1ヶ所選定	
										散気装置 基準とする散気装置とのずれ(e)		± 5	散気装置毎	
										散気装置 基準とする散気装置とのずれ(e)		± 5	散気装置毎	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							管理基準値 (mm)	規格値 (mm)			
16 集落排水編	2 汚水処理施設	5 単位装置間の取合い	8 汚泥処理施設	3	汚泥貯留槽	散気装置 設置高さ(h)及び 中心線位置(b)		± 5	基準とする散気装置 1ヶ所選定		実 測
						散気装置 基準とする散気装置と のずれ(e)		± 5	散気装置毎		
						散気装置 立下り管間隔 (l及びl')		± 5	立下り管間隔毎		
16 集落排水編	2 汚水処理施設	6 建屋			建 屋			建築工事共通仕様書(国土交通大臣官 房官庁営繕部)等による。			
16 集落排水編	2 汚水処理施設	7 電気設備			電気設備			電気設備工事共通仕様書(国土交通大 臣官庁営繕部)等による。			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							管理基準値 (mm)	規格値 (mm)			
16	2	8			安全衛生設備				労働安全衛生法、消防法、危険物に関する法令、電気事業法等による。		
16	2	9			通水試運転	作動試験			機械・計装設備全般 品質管理基準第 16 編 2 - 1 通水試運転 に準ずる。		
					液漏れ、空気漏れの確認			塔槽類、管・弁類 品質管理基準第 16 編 2 - 1 通水試運転 に準ずる。			
					水流・水位の確認試験			流入水路、越流トラフ及び越流せき 散気装置、攪拌装置、逆洗装置 品質管理基準第 16 編 2 - 1 通水試運転 に準ずる。			
					振動・騒音試験			ポンプ、ブロウ、配管・塔槽类等 品質管理基準第 16 編 2 - 1 通水試運転 に準ずる。			
					油脂類の充填量の確認			回転機器全般 品質管理基準第 16 編 2 - 1 通水試運転 に準ずる。			

出来形管理基準及び規格値

第 17 編 建築編

建築関係工事は、国土交通省大臣官房庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）を適用するものとする。

機械設備関係工事は、国土交通省大臣官房庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）を適用するものとする。

電気設備関係工事は、国土交通省大臣官房庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）を適用するものとする。

参考図書

建築工事監理指針（上・下）

機械設備工事監理指針

電気設備工事監理指針